

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私は高校を卒業して家業の農業に就いたが、日ごろ取引のあった農協職員から、20歳になったら国民年金への加入を忘れないようにと忠告を受けたので、父親が加入手続を行い、国民年金保険料も納めていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和50年10月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿の記載から、申立人は、50年2月19日にさかのぼって被保険者資格を取得したことが確認できる。

申立人は、父親が申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、その父親は、制度開始当初から国民年金に加入して、60歳に到達するまでの間の保険料をすべて納付していることから、年金制度をよく理解し、納付意欲が高かったと認められ、申立人の国民年金加入手続を行った時点において、時効になっておらず、かつ2か月と短期である申立期間の国民年金保険料を、未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から同年12月まで

私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納めてくれた。申立期間は、厚生年金に加入していない個人経営の工場で働いていたので、国民年金保険料を納めていたにもかかわらず、保険料を還付したとされていた。当時、申立期間の資格喪失手続をした覚えもなく、申立期間が未加入で保険料が還付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されていることが確認できるところ、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和42年2月1日に国民年金の被保険者資格喪失のため、44年3月4日に申立期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できるが、申立人が申立期間当時働いていたとする個人経営の工場については、厚生年金保険に加入していた記録が無いため、申立期間は国民年金の強制加入期間に該当し、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、当該期間の国民年金保険料は納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B送信所における資格取得日に係る記録を昭和19年11月16日に、資格喪失日を21年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19年11月は50円、20年10月及び同年11月は50円、同年12月は60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月16日から同年12月1日まで
② 昭和20年10月1日から21年1月1日まで

昭和19年9月にA社講習所を卒業し、翌10月にA社C送信所に配属された後、同年11月にA社B送信所へ転勤となり、20年12月まで継続して勤務した。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、A社B送信所の前に勤務していた同社C送信所（資格喪失日：昭和19年11月16日）の資格喪失原因欄に「転勤」の記載が確認できる。

また、申立人と共に送信技師としてC送信所からB送信所へ異動した同僚は、申立人とは同じ勤務形態で昭和19年11月よりB送信所で送信技師として勤務していたことを記録しているところ、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年11月16日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 19 年 12 月の社会保険事務所の記録から、50 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、複数の同僚が、「当時、申立人と同じ寮で生活し、A社B送信所で送信技師として 24 時間体制の交替勤務で申立人と一緒に勤務していた。申立人は、昭和 20 年 12 月一杯勤務して退職し、翌年正月に郷里に帰った。」と具体的に供述しているところ、当該複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 20 年 12 月 31 日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和 20 年 9 月の社会保険事務所の記録から、同年 10 月及び同年 11 月は 50 円、同年 12 月は 60 円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者も連絡もつかないため確認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月18日から同年9月1日まで

私は、昭和44年4月1日に、A社に入社し、平成14年3月31日に退職するまで正社員として継続して勤務していたが、49年9月1日付けで同社B工場からC工場に転勤するときに社会保険庁の記録では49年8月18日にB工場で資格喪失し、同年9月1日にC工場で資格取得しており、加入月数が1か月欠落しているため、欠落している期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、在職証明書、雇用保険の記録及び企業年金基金の年金給付裁定通知書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年9月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料はすでに廃棄済みであり、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年11月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から49年1月まで
昭和43年11月、結婚してA市に転居した際、A市役所B支所で国民年金の任意加入手続を行い、以降、市役所窓口などで国民年金保険料を納付した。44年4月にC町に転入してからも任意加入を続け、保険料もきちんと納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和49年2月ごろC町において49年2月26日を資格取得日として国民年金に任意加入する手続を行ったことが確認でき、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和37年10月から43年10月までの国民年金保険料については当時納付したものであると主張しているが、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の昭和37年10月20日強制資格取得及び43年11月15日資格喪失の記録は、55年6月ごろ追加されたことが推認できるとともに、同特殊台帳により、同期間の国民年金保険料は55年6月19日に特例納付により納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続を行った当時の状況を始め、国民年金保険料の納付金額や納付方法についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 56 年 12 月まで

私は、昭和 54 年 6 月ごろ、病弱、かつ夫の暴力に耐えかね、夫と事実上離婚状態となり実家に戻ったところ、激怒した夫に健康保険証を取り上げられたので A 市に転入した昭和 54 年 11 月ごろ同市役所窓口で国民健康保険の加入と同時に、国民年金にも引き続き加入する手続を行い、自分で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月 29 日から任意加入していた国民年金を、A 市に転入後の 54 年 12 月 5 日に資格喪失しているとともに、夫が厚生年金保険の資格を喪失した 57 年 1 月 1 日に、国民年金に強制で再加入していることが、申立人の所持する年金手帳により確認できることから、A 市役所によると、申立人は、昭和 54 年 12 月から 56 年 12 月までの期間及び 57 年 5 月から同年 12 月までの期間について生活保護を受給していたとしていることから、申立人は申立期間当時、国民年金保険料を納付することが困難な状況にあったため、任意加入被保険者資格を喪失したものと推認できる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和48年11月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から59年12月まで

私は、結婚した昭和48年11月ごろA市役所B支所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、納付書により金融機関で、当時入居していた県営住宅の家賃と一緒に納付していた。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳の記載により、申立人は、昭和60年1月ごろ国民年金に任意加入する手続を行ったことが確認できるとともに、このとき、強制加入となる48年10月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したことが推認できるところ、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため任意加入の対象期間となるものの、制度上、さかのぼって任意加入することはできない上、申立人に対しこれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、任意加入手続を行った時期や国民年金保険料の納付金額についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 10 月、結婚のために A 区に引っ越しをし、A 区役所 B 支所に転入届を提出に行った。その際、同区役所職員から国民年金に加入するように勧められ、夫と一緒に国民年金に加入した。それ以降、国民年金保険料は、夫の分と一緒に国民年金印紙を購入して A 区役所 B 支所で納付してきた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和 45 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録により、43 年 9 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、「国民年金印紙を購入して A 区役所 B 支所で納付した。」としているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において申立期間の保険料は過年度となるため、国民年金印紙による納付はできない上、同区役所では、「過年度保険料の収納は行っておらず、過年度保険料の社会保険事務所への取次ぎも行っていなかった。」としている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 30 日から 46 年 10 月 1 日まで
A社に昭和 44 年 5 月 1 日に入社し、50 年 3 月 15 日まで継続して勤務したにもかかわらず、途中で厚生年金保険の未加入期間がある。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿により、申立人は昭和 44 年 5 月 1 日から 50 年 3 月 15 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、同じく当該事業所が保管する社会保険被保険者名簿には、申立人は 45 年 10 月 30 日に社会保険の資格を喪失し、46 年 10 月 1 日に資格を再取得している旨の記載があり、社会保険庁の記録とも一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、当時、申立人が一緒に現場で勤務していたとする元同僚 6 名のうち、厚生年金保険の被保険者資格を継続取得している者は 2 名、申立人と同様に同資格を喪失した期間がある者は 4 名であることが確認できる。このことについて当該事業所は、「当時は、全国から職人が集まり様々な雇用形態があったので、被保険者資格の得喪をどのようにしていたかは不明である。」と説明している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 1 枚目には、被保険者資格の取得日が「44. 5. 1」で喪失日が「45. 10. 30」と記入され、同原票の 2 枚目には、取得日が「46. 10. 1」で喪失日が「50. 3. 15」と記入されていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から同年 6 月まで
A (都道府県) B 市にあった C 社の事業主の紹介により、高校卒業後の昭和 29 年 3 月 28 日に D (都道府県) E 区にあった F 社に入社し、型作り及びプレス加工の仕事を行い、同年 6 月 30 日まで勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、当時、申立人は、F 社 (現在は、G 社) に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの有力な証言を得ることはできない。

また、当時、一般事務を担当していた元同僚は「当該事業所は、当時 2 か月の見習期間又は試用期間のようなものがあり、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と証言しており、申立人と同様に高校卒業後の昭和 29 年 4 月に入社した元同僚は、入社から 2 か月後の同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料 (人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。